第4回 三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町 ごみ処理広域化検討協議会

日時:令和7年10月3日(金)

午前 10 時から

場所: 三島市役所本館3階第1会議室

- 1 開 会
- 2 協議事項
- (1) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地 評価項目及び評価基準

資料 1

資料2

(2) 建設候補地公募期間の延長について

資料3

資料4

- 3 その他
- 4 閉 会

第4回ごみ処理広域化検討協議会 出席者

	所属	役職	氏 名
三島市		副市長	鈴木 昭彦
	環境市民部	部長	臼井 貢
	環境市民部廃棄物対策課	参事	橋本泰浩
	環境市民部廃棄物対策課	主幹	新井 晋
	環境市民部廃棄物対策課	主査	新井 宏幸
裾野市		副市長	堀越 崇志
	環境市民部	部長	杉山 和哉
	環境市民部生活環境課	課長	井上 英丈
	環境市民部生活環境課	係長	杉山 貴
熱海市		副市長	吉德 光男
	市民生活部	部長	三枝 壮一郎
	市民生活部環境課	課長	高瀬 智幸
	市民生活部環境課ごみ処理広域化推進室	室長	西村 厚紀
	市民生活部環境課環境センター管理室	主幹	野口 真道
長泉町		副町長	髙田 昌紀
	都市環境部門	部長	椎田 清隆
	くらし環境課	課長	杉山 光司
	くらし環境課	副主幹	露木 宏孝
函南町		副町長	藤間 秀忠
	厚生部	部長	加藤 裕一
	厚生部環境衛生課	課長	飯島 美貴
	厚生部環境衛生課	課長補佐	二藤 光

第2次評価について(案)

【概要】

- ・ 第2次評価では、評価の結果をわかりやすく定量的に示すため、重要度を勘案(重み付け) した配点に基づき点数化し、候補地を比較評価する(点数評価)。
- ・ 併せて、地域の合意形成に関する評価など、点数評価だけでは的確な判断が困難な事項は、 点数評価を補完することを目的に、<u>記述式の調書(別添様式)</u>を作成する。
- ・ 選定委員会は、点数評価の結果及び調書を取りまとめ、「広域一般廃棄物処理施設建設候補 地評価結果報告書」として、第2次評価の結果をごみ処理広域化検討協議会に提出する。

1 配点の考え方及び採点方法

(1) 評価方式

評価方式として、先行事例も考慮しつつ、以下の2方式を検討した。

① 積み上げ方式

小項目ごとの点数を加えて合計点を算出する方式であり、小項目の項目数が多い大項目に重み付けされる傾向がある。

② 平準化方式(大項目間)

積み上げ方式による集計後、あらかじめ重み付けにより設定した大項目配点内の比率 で再計算する。小項目数に左右されない採点が可能となる。

本件の評価では、下記(2)において大項目で重み付けの検討を行うことから、小項目の数に左右されず、大項目の重み付けを表現することができる<u>「②平準化方式」の手法</u>を採用する。

(2) 大項目の重み付け

大項目1から6は、いずれも重要な観点であり、第2次評価の評価項目とした。 その上で、3市2町において、建設候補地選定で重視する項目を社会情勢、各市町の重 点課題、事業の実現性等を基に検討し、次のとおり大項目の重み付けを行い、配点した。 なお、市民・町民へのわかりやすさから、100点満点で配点した。

大項目	観点	配点
1. 土地利用の制限	法律等によって規制、指定された区域等を含む場合	
	は、指定の解除や対策の検討が必要であり、事業実現	10
	性に影響することから、規制等の状況を確認する。	
2. 生活環境の保全	処理施設周辺の生活環境への影響については、候補	
	地決定後の環境影響評価で実施するものであるが、候	1.0
	補地検討段階として、住居や病院・学校等との距離や	10
	廃棄物運搬車両の通行が与える影響を検討する。	
3. 自然環境の保全	貴重な動植物の生息環境への影響に関して、施設側	
	での対応が困難と考えられて制約を受けた事例があ	1.0
	ることを踏まえ、候補地検討段階において、国や県等	10
	による既存の調査結果を確認する。	

4. 防災	昨今、頻発化する大規模自然災害に備え、災害発生 時における生活ごみの処理の継続、早期復旧、復興に	20
	向けた災害廃棄物処理の観点から、アクセスルートを 含めた処理施設の立地条件を検討する。	
5. 地域の合意形成 の状況	施設建設に対する地域住民の理解と協力は、事業の 成否を決定づける要素となりうるため、自治組織等へ	25
	の意向確認の状況等を確認する。	
6. 経済性	財政負担は各市町において共通の重要課題であり、 市町の政策全般に及ぼす影響が大きいため、事業に要 する費用を相対的に検討する。	25
合計		100

(3) 小項目の配点

小項目の配点は、◎を5点、○を3点、△を1点、×を0点 *1 とし、5点満点を基本として採点する。

ただし、以下の項目は、次の理由から、重要な小項目として配点を2倍又は4倍する。

- ・ 「4-1-1 地形地質状況」: 頻発化する自然災害への対応として処理の継続の観点から重視するため。
- ・ 「5-1-1 自治組織の意向確認状況」:建設候補地の選定にあたっては、自治会・町内会をはじめ地元住民の方々の理解と協力が非常に重要であるため。
- ・ 「6-1-1 用地取得費、造成費、道路整備費」: 経済性の検討の中で、全体事業費に占める割合が高い費用であるため。
- ・ 「6-4-1 各市町からのごみの輸送距離」: 広域一般廃棄物処理施設までの収集運搬 距離は、各市町の広域化への参加判断に重要な要素となるため。

※1: 小項目の採点の結果、×がついた事項は、事業の実現性に重大な影響を及ぼすリスクとなりうるが、第2次評価では、候補地として不適合との結論を出すことはせず、その評価結果をごみ処理広域化検討協議会に報告する。その上で、ごみ処理広域化検討協議会での候補地選定協議において、当該事項は十分に考慮するものとする。

(4) 採点方法

上記(1)②のとおり、大項目の採点は、「大項目配点(A)×小項目採点(C)/小項目配点(B)」とする。(小数点以下第二位を四捨五入。)

大項目採点の合計点を、各候補地の点数評価の点数とする。

【採点例】

資料5の採点例は、次のとおり計算したものである。

- ・ 大項目「1. 土地利用の制限」の採点 大項目配点 10 点×小項目採点 23 点÷小項目配点 25 点=9.2 点
- ・ 大項目 2~6 も同様に計算し、大項目採点の合計点を計算する。 9.2+8.7+10.0+18.4+9.0+19.4=74.7点
- 大項目採点の合計 74.7 点を点数評価の点数とする。

2 調書の作成について

(1) 地域の合意形成の状況

大項目の「5. 地域の合意形成の状況」について、<u>点数評価を補完することを目的</u>に、<u>記</u>述式の調書(別添様式)を作成する。

〇 作成方法

<u>候補地が所在する市や町が、自治組織との意見交換</u>を行い、地元住民の合意形成の状況について客観的な事実を記述する。

○ 記述の観点

応募や公有地等抽出に当たっての住民への周知方法や状況、合意形成の状況(総会又は役員会での議決や同意の状況)、反対する意見の存在など。

○ 記述の対象とする自治組織の範囲

<u>候補地が所在する自治組織は必須</u>とし、隣接する自治組織や収集運搬ルートを含めて どこまでを範囲とするかは地域の事情やつながり等の関連性を考慮する。これらの関連 性は、地域ごとに異なることから、一律に設定せず、候補地が所在する市や町が、<u>自治</u> 組織と協議を行いながら候補地ごとに検討する。

なお、候補地が<u>どの自治組織にも属していない場所</u>である場合には、候補地が所在する市や町において、事業の実現性を確保する観点から、地域の合意形成が必要と考えられる周辺の自治組織の範囲について、慎重に検討・判断する。

(2) その他

加点的要素や留意すべき事項として、次の項目についても調書に記述する。

①余熱利用の可能性	熱利用は発電に比べてエネルギー回収率が高い手段で
(熱利用施設活用の可能	あり、熱利用施設を有効に活用することは温暖化対策に
性)	有効である。そこで、近隣のエネルギー需要施設の存在等
	の状況を確認する。
②敷地面積	敷地面積に余裕があれば施設配置が柔軟になり、メン
(敷地の汎用性)	テナンス性も向上する。また、熱利用施設や CO2 回収施設
	の整備等の選択肢が増える。そこで、敷地面積等をもとに
	敷地の汎用性について検討する。
③大規模な切土の可能性	近年の残土処分費の高騰を踏まえ、土地の形状や傾斜
(残土処分費への影響)	を基に、大規模な切土を行う可能性について検討する。
④その他	①~③のほか、付記すべき留意事項があれば記述する

建設候補地評価に係る調書

1 地域の合意形成の状況

(記載例)

- ・候補地が所在するA自治会において、応募者の主催による、すべての住民を対象とする 説明会を、これまで2回開催した。
 - ▶第1回

開催日: ○月○日(○) 出席者数: ○名、主な出席者: 自治会長など役員○名 議事録は別添のとおり。_____、___といった意見があった。

▶第2回

開催日: 〇月〇日(〇) 出席者数: 〇名、主な出席者: 自治会長など役員〇名 議事録は別添のとおり。_____、___といった意見があった。

- ・X市Y課がA自治会の役員と意見交換を行った。
 - ▶開催日:○月○日(○) 主な出席者:自治会長など役員○名
- ▶意見交換の議事録は別添のとおり。_____、、___、隣接するB自治会の意 向も確認する必要がある、といった意見があった。
- ・隣接するB自治会について、X市Y課が、役員との意見交換を行った。
- ▶開催日:○月○日(○) 主な出席者:自治会長など役員○名
- ▶意見交換の議事録は別添のとおり。_____、___といった意見があった。

2 その他

①余熱利用の可能性(熱利用施設活用の可能性)

候補地の東側約 100mに位置する運動公園内に温水プールがあり、化石燃料を用いて加温している。

②敷地面積(敷地の汎用性)

敷地面積が約3.3~クタールあり、エネルギー回収推進施設に加え、マテリアルリサイクル推進施設を別棟で設置できる可能性あり。

③残土処分費

敷地全体としては傾斜地も含むが、現状でほぼ傾斜のない状態で確保されている。多額 の建設発生土処分費が発生する可能性は低いと考えられる。 各大項目の採点は、(A)×(C)/(B)とし、小数点以下第二位を四捨五入する。大項目採点の合計点を各候補地の点数評価の点数とする。

		評価項目			大項目		小項目	3-142	大項目採		
大項目・中項目		小項目	設定理由	評価基準	配点 (A)	配点 (B)	点数	採点 (C)	点 (A) × (C)/(B)	備考	
1. 土地利用の制限	•										
1-1 土地利用規制	1-1-1	山地災害危険地区	法律に基づく指定ではなく規制 はないが、県が山腹源、 が崩壊、が崩壊、 が崩壊、 が崩壊、 が崩壊、 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	◎:周辺に山地災害危険地区がない。○:周辺に山地災害危険地区があるが、影響を回避して施設配置することが可能。△:周辺に山地災害危険地区があり影響が懸念される。		5	© : 5 O : 3 △ : 1	3		・静岡県GIS情報「山地災害危険地 区マップ」により確認	
	1-1-2	保安林(森林法)	保安林は、水源のかん養等の目的達成のために指定されており、解除に当たってはその理由が消滅することを示し、農林水産大臣又は県知事に申請を行って認められる必要があるため。	◎:保安林を含まない。 △:保安林を含む。	10	5	⊚ : 5 △ : 1	5		環境アセスメントデータベース (EADAS) の保安林(国有林、民有 林)により確認	
	1-1-3	土砂災害防止法	減するため、危険の周知、警戒 避難体制の整備を行う区域であ り、施設整備によって現状の体	◎:土砂災害警戒区域を含まない。又は土砂災害警戒区域を含むが、施設整備によって現状の体制に支障をきたす恐れはない。△:土砂災害警戒区域を含んでおり、施設整備によって現状の体制に支障をきたす恐れがある。	10	5		5		静岡県GIS情報「土砂災害情報マップ」により確認	
	1-1-4	(農業振興地域の整	農用地(青地)に指定されている土地は農振除外が必要となる ため。	◎:農業振興地域内の農用地区域(青地)に該当しない。△:農業振興地域内の農用地区域(青地)に該当する。		5	© : 5 △ : 1	5		各市町農業振興地域整備計画書土地 利用計画図により確認	
	1-1-5	河川保全区域 (河川法)	堤防や護岸など洪水・高潮等の 災害を防止するための施設や河 岸を守るために、一定の制限を 設けている区域であり、施設整 備においても許可及び対応が必 要となるため。	◎:河川保全区域を含まない。△:河川保全区域を含む。		5	⊚ : 5 △ : 1	5		・国管理河川(狩野川)及び県管理河川(沼津及び熱海土木事務所管内)に河川保全区域は設定されていない。 ・市町管理河川は市町の河川台帳で確認	
	•				小計	25		23	9. 2		

		評価項目		=x/m +b :#-	大項目		小項目		大項目採 点	/ # + /	
大項目・中項目		小項目	設定理由	評価基準	配点 (A)	配点 (B)	点数	採点 (C)	(A) × (C) / (B)	備考	
2. 生活環境の保全(環境景		目のうち、候補地検討	 段階を考慮した項目)								
2-1 騒音、振動		騒音規制法等に基づ く規制基準において 特に配慮を要する施	静穏を要する施設及び地区とは 離隔を確保することが好ましい ため。	◎:保全対象施設が100m圏内に存在しない。 ○:保全対象施設が50m~100m圏内に存在する。 △:保全対象施設が50m圏内に存在する。		5	© : 5 O : 3 △ : 1	5		距離の目安は、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等の騒音・振動基準の備考欄(50m)及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく騒音・振動の調査対象地域(概ね100m)	
	2-1-2	住居・集落との距離		◎: 直近住居・集落が100m圏内に存在しない。○: 直近住居・集落が50m~100m圏内に存在する。△: 直近住居・集落が50m圏内に存在する。	10	5	© : 5 O : 3 △ : 1	5		距離の目安は、騒音・振動の影響範 囲を念頭に、上記2-1-1と同じとし た	
2-2 車両影響	2-2-1	排ガス、騒音、振 収集運搬車両が集中することに い幹線道路である。 〇:候補地近傍のアクセス道路が混雑度の 軟・悪臭、安全 口を放っている。 はまればない 対象道路である。		〇:候補地近傍のアクセス道路が混雑度の多い 幹線道路である。 △:候補地近傍のアクセス道路が生活道路であ		⊚ : 5 O : 3 △ : 1		3		国土交通省「令和3年度道路交通センサス」及び各市町の既存の市道 (町道)交通量調査により確認	
					小計	15		13	8. 7		
3. 自然環境の保全(候補地		において実施可能な調	査を考慮した項目)								
3-1 貴重な動植物の代護 (現地踏査を)施)		植生自然度の高い群 落の有無		◎:植生自然度9以上(自然植生)に該当しない。○:植生自然度9以上(自然植生)を含む(面積の半分未満)。△:大半が植生自然度9以上(自然植生)(面積の半分以上)。		5	⊚ : 5 O : 3 △ : 1	5		・植生自然度9(自然林)及び10 (自然草原)は、自然植生(伐採や 植林などの人の手が加えられていな い植生) ・自然環境調査Web-GISより確認	
	3-1-2	巨樹・巨木の存在	自然環境保全の観点から、希少 生物等の生息情報が得られてい る箇所に配慮が必要であるた め。	◎:環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・ 巨木が存在しない。○:環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・ 巨木が存在するが、回避して施設配置すること が可能。△:環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・ 巨木が存在し、施設配置上、回避できない。	10	5	⊚ : 5 ○ : 3 △ : 1	5		環境省ウェブサイト「巨樹・巨木林 データベース」により確認	
	3-1-3 希少生物の存在		○:静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含まない。△:静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含む。		5 <mark>◎ : 5</mark> △ : 1		5		静岡県くらし・環境部環境局自然係 護課に照会		
					小計	15		15	10. 0		

		評価項目			大項目		小項目		大項目採	
大項目・中項目		小項目	設定理由	十 評価基準 	配点 (A)	配点 (B)	点数	採点 (C)	点 (A)× (C)/(B)	備考
4. 防災										
4-1 候補地の災害リス ク	4-1-1	水4-1-2/枚1人16/26 中 1-1-2/21/相中	地形地質条件により災害時の施 設の継続稼働に与えるリスクが 異なるため。	◎:施設の継続稼働に影響を与えるリスクが少ない。○:地形地質条件に懸念があるが、対策工事により、リスクを低減できる。×:施設の継続稼働に影響を与えるリスクがある。			⊚ : 10 ○ : 6 × : 0	10		地質図、地すべり分布図、地質地盤 情報データベース、活断層分布図、 現地踏査(近傍からの目視確認が中 心)等により確認
	4-1-2	液状化想定		◎:液状化が生じる可能性が小(PL値<5)○:液状化が生じる可能性が中(5<pl≦15)< li="">△:液状化が生じる可能性が高(PL>15)</pl≦15)<>	20	5	◎ : 5 ○ : 3 △ : 1	5		静岡県GIS情報「第4次地震被害想定 (液状化)」により確認
	4-1-3	浸水想定レベル	浸水想定レベルに応じて施設の 水害へ備えが異なり、災害時の 処理継続にも影響するため。	ハザードマップにおける最大浸水深 ◎:0.5 m 未満のエリアに該当する。 ○:0.5~3.0 m 未満のエリアに該当する。 △:3.0 m以上のエリアに該当する。			◎ : 5 ○ : 3 △ : 1	5		各市町洪水ハザードマップにより確 認
4-2 運搬ルートの災害 リスク	4-2-1	運搬ルートの災害リスク	運搬ルートとなる道路について、自然災害による通行止めのリスクが想定される場合、ごみ処理の継続性に影響するため。	◎:災害による通行止めのリスクが少ない。○:災害による通行止めのリスクは想定されるが、迂回路があり、遠方にならない。△:災害による通行止めのリスクがある。		5	⊚ : 5 ○ : 3 △ : 1	3		静岡県GIS情報及び各市町のハザー ドマップ、災害履歴等により確認
		J			小計	25		23	18. 4	
5. 地域の合意形成の状況										
5-1 用地取得の実現性	5–1–1		地域の理解がより得られる事業 推進を目指すため。	◎:自治組織への意向確認を実施済み(総会による議決済み)又は候補地がどの自治組織にも属していない。 〇:自治組織への意向確認を実施済み(役員会や一部の議決によるもの)。 △:自治組織への意向確認は実施していない(説明会や文書等による周知のみ)×:自治組織への意向確認を実施していない(周知を行っていない。) ※本項目における自治組織の範囲は、候補地が所在する自治組織とする。	25	20	◎ : 20 ○ : 12 △ : 4 × : 0	4		「公募要項様式3」、「公有地等抽 出地様式3」、候補地所在自治体に よる自治組織との意見交換、自治組 織の総会会議録等により確認
	5-1-2	土地所有者以外の権 利者の存在	借地権、耕作権、抵当権など、 土地所有者以外の権利者がいる 場合には個別に協議を行う必要 があるため。	○:土地所有者以外の権利者はいない。○:土地所有者以外の権利者が平均以下存在する。△:土地所有者以外の権利者が平均より多く存在する。			◎ : 5 ○ : 3 △ : 1	5		航空写真及び現地踏査(建築物、工作物の存在)、登記簿、土地所有者 への聞き取り等により確認
	•	•			小計	25		9	9. 0	

	===						·····	75-1-42	が <i>は、採品例</i> 大項目採	_		
	高 半	価項目		 評価基準	大項目 配点	L	小項目	15. L	点	備考		
大項目・中項目	小江	項目	設定理由		(A)	配点 (B)	点数	採点 (C)	(A) × (C) / (B)			
6. 経済性 6-1 施設整備費以外の 費用										・例) 当該候補地の金額が11億円、 全候補地の最安値が8億円の場合		
	₆₁₁ 費、道	道路整備費(既 線道路までの		用地取得費、造成費及び道路整備費の概算費用を算出し、以下の算式に当てはめる。 「配点10点×全候補地のうち最も安い候補地の金額/当該候補地の金額」		10	(計算 式) 10点× 800百万 円 /1, 100 百万円	7. 3		(計算式) 10点×800百万円/1,100百万円 ・用地取得費は、(一財)資産評価システム研究センター「地価マップ」を参照して算出 ・造成費は、国税庁「静岡県 財産評価基準書」を参照して算出 ・道路整備費は、既存2車線道路までの整備費を概算で算出		
6-2 インフラ条件	6-2-1 上水道		上水道が近傍まで整備されてい れば新たな整備が不要となるた め。	◎:接続できる給水管がある。○:接続できる給水管までの距離が全候補地の平均以下。△:接続可能な給水管までの距離が全候補地の平均より長い。		5	⊚ : 5 ○ : 3 △ : 1	3		各市町の水道台帳から確認		
	6-2-2 下水道	直の整備状況	排水先として下水道が選択でき ればエネルギー回収効率向上が 見込めるため。	◎:公共下水道整備計画区域内であり、かつ下水道管が近傍まできており接続が可能。○:下水道整備計画区域内であるが、下水道管が近傍に無く接続のためには下水道工事の検討が必要。△:下水道整備計画区域外	25	5	⊚ : 5 O : 3 △ : 1	5		各市町の公共下水道整備計画図及び 下水道台帳から確認		
	₆₋₂₋₃ 変電所 からの	「、特別商圧稼 1955離	よってそれらの設置費用が発生	◎:変電所又は特別高圧線が隣接している。○:変電所又は特別高圧線との距離が全候補地の平均距離以下。△:変電所又は特別高圧線との距離が全候補地の平均距離より長い。		5	⊚ : 5 O : 3 △ : 1	5		環境アセスメントデータベース (EADAS)の系統マップ、東京電力 における系統連系に関する情報から 確認		
6-3 広域の収集・運搬の負荷	6-3-1 各市町輸送距	∫からのごみの 亘離		各市町の人口重心点から候補地までの輸送距離 の合計を算出し、以下の算式に当てはめる。 「配点10点×全候補地のうち最短の候補地の 距離/当該候補地の距離」			(計算 式) 10点× 70km/ 120km	5. 8		例)候補地A…各市町人口重心点からの距離の合計 70km、候補地B… 同120kmの場合 候補地Aは「10点×70/70km=10 点」 候補地Bは「10点×70/120km=5.8 点」 ・令和2年度国勢調査により各市町 人口重心点の座標を確認。		
	6-3-2 中継施 能性		中継施設の設置により、事業費に影響するため。	◎各市町の人口重心点からの想定輸送距離が 18kmを超えない。○各市町の人口重心点からの想定輸送距離が 18kmを超える市町が1つある。△各市町の人口重心点からの想定輸送距離が 18kmを超える市町が2つ以上ある。		5	⊚ : 5 O : 3 △ : 1	5		・令和2年度国勢調査により各市町 人口重心点の座標を確認。 ・環境省資料において、「一般に、 輸送距離が18kmを超える場合に、中 継施設の導入を検討するとよい。」 とある。		
					小計	40		31. 1	19. 4			
			大項目 合計		100				74. 7			

建設候補地公募期間の延長について

1 概要

広域一般廃棄物処理施設建設候補地公募要項において、「令和7年10月31日まで」としている公募期間を、「令和8年3月31日まで」に延長する。

これに伴い、並行して各市町が実施している「公有地等からの抽出」の作業についても、引き続き実施する。

2 延長の理由

- ・ 各市町において建設候補地の公募を行っているところであるが、現在のところ、 応募がない状況にあることから、期間を延長し、住民へのさらなる周知と積極 的な情報収集に努めるため。
- ・ 各市町が行っている公有地等からの抽出について、さらにきめ細かい調査を行 うとともに、地域住民との調整のため丁寧に意見交換を行う時間を確保するた め。

3 公募期間を延長することによる影響

(1) 全体整備スケジュールの見直し

全体整備スケジュールの見直しを行い、令和 18 年度新施設稼働開始としている現在の目標を、令和 19 年度とする。(資料4)全体整備スケジュール参照)

【来年度までのスケジュール】

内 容	変更前	変更後
公募・公有地等からの抽出	∼R7. 10. 31	∼R8. 3. 31
第3回 建設候補地選定委員会	R7. 12. 24	R8.5~6 月
公募・公有地抽出の候補地の評価・検討		
第4回 建設候補地選定委員会	R8. 2. 5	R8.7~8 月
候補地評価・検討結果取りまとめ		
ごみ処理広域化検討協議会	R8. 3. 26	R8.8~9月
建設候補地の協議・選定		
各市町において市民・町民説明会	R8 年度早期	R8.9~10月
広域化への参加意思表明	R8 年度早期	R8.10~11 月

4 広域一般廃棄物処理施設建設候補地公募要項の変更

「3 応募の要領(4)公募期間」の「令和7年7月28日~令和7年10月31日」 を「令和7年7月28日~令和8年3月31日」に変更する。

ごみ処理広域化 全体整備スケジュール

青字:現状/ 赤字:公募を3月末とした場合

										Ħ	丁・シいへ	/ White	· 五分 c	3月末と1	した物口
	R7	2 1-3	4-6	R8 7-9 10-12 1-3	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
① 公募・公有地抽出	•	-													
② 選定委員会(第3、4回)			•	•											
③ 広域化参加市町枠組み 決定			•	•											
④ 広域化参加市町による 基本合意書締結				•											
⑤ 組合設立or事務委託協 定				•											
⑥ 地域計画(交付金関 係)				•											
⑦ 施設整備基本構想				•	—										
8 施設整備基本計画・基 本設計					•		-								
9 環境影響評価					•	•		—							
⑪ 事業者選定								•	•						
⑪ 設計・建設										•	•			-	
① 竣工														•	•